# 関市農業委員会総会議事録

場所:関市役所 6階6-6, 6-7会議室

## ○議事日程

令和元年7月8日(月曜日)午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

### ○出席委員(17名)

1番	安田	美雄	君	2番	井戸	恒男	君		3番	川村	信子	君
4番	佐藤	平和	君	5番	遠藤	昭冶	君		8番	森	邦彦	君
9番	八木	豊明	君	10番	杉山	徳成	君	1	1番	中村	雅博	君
12番	後藤	三郎	君	13番	安田	孝義	君	1	4番	増井	賢一	君
15番	土屋	尊史	君	16番	野村	茂	君	1	7番	日置	香	君
18番	永井	博光	君	19番	岩田	幸子	君					

# ○欠席委員(2名)

6番 野田 卓志 君 7番 片岡 篤夫 君

#### ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長尾	成広	君	農業委員会事務局課長補佐	小石	隆之	君
農業委員会事務局主任主査	渡辺	初美	君	武芸川事務所課長補佐	桜井	伸一	君
武儀事務所主任主査	丸山	典浩	君	上之保事務所課長補佐	久世	隆義	君

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐(小石隆之君) それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。 初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

(市民憲章唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。 〇会長(野村茂君)本日、農業委員会総会を開催しました所、たいへんお忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。先般、親睦旅行を開催しました折には旅行委員さんにはたいへんお世話になりありがとうございました。たいへん素晴らしいホテルに宿泊しました。残念な事に天気が悪くて、本来快晴であれば富士山が目の前に見えるという所でありました。サントリーのウイスキィー工場の見学では、朝ドラの「マッサン」を見ておりましたので、蒸留水を作る樽には非常に興味深く見て参りました。皆様方にとっては親睦を深めていただけた旅行ではなかったかなと思います。ご参加いただきありがとうございました。

本日はこの議案の審議をしていただきました後に、推進委員さんと一緒の合同会議という事で長時間になりますが、よろしくお願いします。

- ○事務局課長補佐(小石隆之君)続きまして、事務局長の長尾がご挨拶申し上げます。
- ○事務局長(長尾成広君)今日は、農業委員会に引き続き、農地利用最適化推進委員さんと共に合同会議という事で、長丁場になりますが、よろしくお願いします。昨年の今日は、津保川豪雨で災害がありちょうど1年経ちました。6月議会で、復興状況はどれくらいなのかというご質問を頂きまして、特に上之保武儀の農地や林地の災害が起きてまだ復興半ばという所です。6月補正でも農地関係で4千百万を追加でやるようにしていますし、6月末で農地の復旧については締め切らせていただきましたが、今、特に上之保の方から復旧の要望をたくさんいただいておる所です。また、先月、東田原で豚コレラが発生しました。関市で2件ある養豚場で1件は昨年のクリスマスに約7800頭、今回はもう1件の約1200頭の養豚場で豚コレラが発生しました。関市の養豚場は今の所閉鎖という事になりまして、たいへん寂しい思いをしている所であります。そういった事で、豚コレラに限らず牛の口蹄疫とかそういう病気にならならいようにセキュリティを上げていただかなければならないなと思っている所です。津保川豪雨が過ぎまして、災害は忘れた頃にやってくるとか言いますが、特に今年は昨年1回出ておりますので、災害はちょっとした雨でもおこりやすくなっています。皆さんの防災意識も高まり、とにかく非難を早くするという事が肝心です。農業関係としましても、農地の復旧を早くやっていこうと思いますので、ご協力をお願いします。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。6番野田委員と7番片岡委員の2名が欠席でございます。
- ○議長(野村茂君) ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、 委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。12番後藤委員、14番増井委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。 議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、JAめぐみのカントリーエレベーターの北北東約580 mに位置する農振農用地区域外である畑、682 ㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、贈与を受けるもの、譲渡人は、贈与するものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、側島公民館の東約100mに位置する 農振農用地区域内である田1筆2,725㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、山県市 で米とニンニクを作っており、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地の維持管 理が困難であったところ、譲受人の申し出があり、売り渡すというものです。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、武儀生涯学習センターの南420mほ

どに位置する農振農用地区域内である田1,000㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、 農業経営の拡大を図るというもの。譲渡人は、時間のゆとりもなく、体力的にもきつくなり、農業 経営を継続できなくなったものです。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、鳥屋市地区公民館の南約20mに位置する農振農用地区域内である登記地目田、現況地目畑、491㎡。農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑、55㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地の隣に自宅があり、耕作に便利であることから譲り受けたいというもの。譲渡人は、住居が遠方であることから、維持管理が困難であるというものです。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、下菅谷集会場の西約400mに位置する農振農用地区域外である登記地目雑種地、現況地目畑、122㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地の隣に農地があり、一体利用をして農業経営を行いたいというもの。譲渡人は、住居が遠方であることから、維持管理が困難であるということです。

すべての案件について、6月20日、6月21日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの5件についてご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言無し)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

(全員举手)

全員挙手のため、議案第1号の5件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを 議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。 議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、関中央病院の北北東約530mに位置する畑、2筆670㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。申請者は、高齢であるため農地の維持管理が困難になり、幹線道路沿いで需要が見込めるため、貸駐車場として土地の利用を図りたいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、桶森公民館の北北東約150mに位置する登記地目畑、現況地目宅地3筆166㎡。住宅、事業施設、公共・公益施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請者は、自宅が隣地にあり、申請地を物置及び車庫として一体利用とするというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、昭和46年頃から、住宅敷地として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、2件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願 します。

(発言無し)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。 (全員挙手)

全員挙手のため、議案第2号の2件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを 議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君)議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。 議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、関中央病院の北北東約530mに位置する、登記地目畑、現況地目宅地345㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅(庭及び駐車場)です。使用借人は、隣接地に家があるが、手狭であるため、申請地を庭・駐車場として利用したいとのこと。使用貸人は、高齢で耕作ができなく、使用借人である子供に貸すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、昭和59年頃から住宅敷地として利用、現況宅地であった ため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判 断します。

2番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、富岡公民センターの北北西約180mに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地98㎡。登記地目田、現況畑2筆591㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している、区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、申請地を譲り受け、太陽光発電施設を設置するとのこと。譲渡人は、高齢で耕作できないことから譲受人の希望により譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、平成3年頃から一部駐車場として利用し、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、富野中学校の北北西約440mに位置する登記地目田、現況地目雑種地118㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、水道工事業資材置場です。譲受人は、隣接地で水道工事業を営んでいるが、敷地に余裕がなく隣接地を資材置場として利用したいとのこと。譲渡人は譲受人の要望に応えるものです。

6月20日に現地確認をしたところ、昭和55年頃から消防施設敷地として利用されていたため、 経緯書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断しま す。

4番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、文化会館の北西約250mに位置する田2筆2,584㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、分譲地に適しているため、購入するというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるものです。

6月21日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

5番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、関警察署から北東300mに位置する畑237㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、アパートに住んでいるが手狭となり、申請地を買い受けて、住宅を建築するというもの。譲渡人は、老齢のため耕作が困難であったところ、譲受人の要望により譲り渡すというものです。

6月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者 の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。 6番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、水ノ輪公園の北西約250mに位置する畑3筆538㎡。農地の区分は、上下水道が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設等の公共・公益施設があるため、第3種農地と判断します。譲受人は、不動産業を営んでおり、住宅として需要が見込まれるため、本申請地を分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

6月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者 の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、新田公民センターの北、約70mに位置する田3筆3,097㎡の内1,575。21㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、高齢であり農業をすることが困難なことから、譲受人の申し出に応じるものです。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要となります。

8番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、小屋名公民センター北西250㎡に位置する畑4,261㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農用地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。譲受人は、事業の拡大により、新たに工場を建設したい。譲渡人は、営農が困難なため、応諾したものです。

6月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可でありますが、既存施設の2分の1以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。また、本案件は、都市計画法第29条第1項に基づく開発許可が必要であります。

9番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、道の駅平成の南南西約190mに位置する登記地目畑、現況地目宅地36㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地に自己用住宅を建築したいというもの。譲渡人は、遠隔地に居住しており、管理できないため、譲渡したいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、昭和42年頃から住宅敷地としてすでに利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、美谷学園の北130mに位置する地目畑353㎡。登記地目畑、現況地目畑一部雑種地499㎡。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している、区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅(庭及び駐車場)です。譲受人は、賃貸住宅が手狭であることから、申請地に隣接する土地及び建物を取得しし、本申請地を庭及び駐車場としてと一体利用したいというもの。譲渡人は、住居が遠方であり、農地の維持管理が困難な事から、譲受人の要望に応えるものです。

6月20日に現地確認をしたところ、平成16年頃から一部雑種地であったため、始末書が添付されています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権設定に関するもの1件、計10件につきまして、 ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言無し)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

- ○4番(佐藤平和君)3番酉神野の件ですが、昭和55年頃から消防の施設が建っておった訳ですが、消防というのは公共施設で、無許可で建てることは出来ないと思っておるんですが、今回新しい消防施設が少し離れた所に出来たもんですから、それを取り壊して、この房前君が住む土地を買うという事になった訳です。この事につきまして、全然市は知らなかったとかそういう事は無いだろうと思いますが、その辺りはどうなんですか。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)例えば、市が道路を作ったりとか、公益的なものを作る場合については、転用許可は必要ないという事になっておりますが、いろんな法律があって細かく決められています。ものによって例えば市が道路を作るなら転用許可はいらないという事になっております。今回の場合、民間の方がたまたまその消防施設の敷地を使って、今度ご自分のために使われるという事ですので、転用許可が必要になってくるという事でございます。
- ○4番(佐藤平和君)建てる時は、市が建てるから許可は必要なかったという事ですか。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君) そうです。
- ○4番(佐藤平和君) そうすると、人の土地でも市が許可なしで建てられる。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)当然その所有者の承諾がないと建てませんので。要するに所有者の方がお持ちになって普通転用されるとお金を掛けて例えば測量して、というのが本来なんですが、市が公共のために土地をお借りするという事になりますので、所有者の方に迷惑が掛からないように市がやるという事です。勝手に人の土地に道を作ったりできませんので、その辺は担当課がきっちり話をして手順を踏んでお借りしてというふうにはなっておると思いますが。
- ○議長(野村茂君)よろしいですか。他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

#### (全員举手)

全員挙手のため、議案第3号の10件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。 続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説 明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用 許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、12ページになります。

1番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、平賀公民センターの東南東約270 mに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地185㎡。変更内容は、事業計画面積の規模縮小です。当初事業計画者は、平成8年12月19日付けで、5条許可を受けて、一般住宅を建築したが、道路拡幅により、新たに住宅を建築することとなった。今回の住宅の敷地は、当初許可された土地の面積より、今回の計画地の面積が狭いため、規模を縮小し、残地を畑として利用するというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、許可された土地である一部は畑として利用されています。申請地は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地であり、事業変更はやむを得ないと判断します。

以上、1件のご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言無し)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第4号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤 強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求 めます。

議案は、13ページからになります。使用貸借権設定に関するものについて、新規が、40件、地目は、田40筆53,347.55㎡。更新が2件、地目は田2筆で544㎡です。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が39件、地目は田が39筆88,697㎡。更新が5件、地目は田が5筆で7,499㎡です。地区は、武芸川町八幡、武芸川町跡部、武芸川町宇多院、下有知、千疋、黒屋、東本郷の7地区です。権利の設定を受ける者は、有限会社むげがわ農産外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は ございませんか。

(質疑なし)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認 することとします。

次に、議案第6号荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを議題といたします。事務局 の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君)議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について。 これにつきましては、前回の総会の方で一部事務処理出来たところについてご審議いただきましたが、 今回その後にまとめて出来たものについてご審議をお願いします。議案は、19ページから22ページ まで、位置図は19ページから32ページになります。

今回、農地・非農地判断をしていただきます土地につきましては、田8筆2,870㎡、畑33筆18,712㎡です。地区につきましては、大杉、迫間、志津野、本郷町、安桜山、塔ノ洞、向西仙房、倉知、広見、植野、下之保、洞戸管谷、板取の13地区です。ここの土地につきましても既に農地ではなく、山林化された土地と判断しております。

以上、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご審議をお願いします。

- ○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は ございませんか。
- ○1番(安田美雄君)これを見ますと所有者が分らないものが8件程あるんですが、こういう所有者が分らない農地が荒廃した場合の処置について、今後どういう風に対応されるんでしょうか。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)所有者欄の空白の部分についてですか。
- ○1番(安田美雄君)はい。
- ○事務局課長補佐(小石隆之君)これにつきましては、前回の総会でお話はさせてもらったんですが、その上記に書いてある方が所有者という事になっておりまして、一応形上は、全員の方が入っている状況になっております。見にくくて申し訳ありません。システム上、このような形で出てきてしまいますが、次回またご審議いただく時には、分りやすい表記にしますので、よろしくお願いします。
- ○議長(野村茂君)他に質疑はございませんか。

(質疑無し)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について、原案のとおり地権者及び法務局へ通知することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第6号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について、原案のとおり許可することとい

たします。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

- ○事務局課長補佐 (小石隆之君) 次回の農業委員会総会ですが、8月6日火曜日10時から6階6 -6、6-7会議室で予定しております。
- ○職務代理(安田孝義君)これで総会を終わります。お疲れ様でした。

午前9時39分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市洞戸市場551番地

12番関市上白金464番地

14番 関市下之保1449番地

ED